

事業者追加支援、生活困窮者支援、子育て世帯支援、についてお知らせします

5月市会（5月29日終了）で可決した、国の「新型コロナ対応地方創生臨時交付金」（物価高騰対策）を活用した支援策についてお知らせします。

■中小企業等物価高騰対策支援金(追加支援)

法人3万円 個人2万円

◆前回（法人5万円・個人3万円）の支給を受けた事業者には、プッシュ型で交付。

◆4月30日までに新規に開業した事業者や、前回申請していない事業者は、申請が必要です。

8月10日まで

R4年分の確定申告控え又は営業許可証等事業を営んでいる証明書類、取引に関する書類、口座情報等が必要です。

※申請用紙は区役所または京都市ホームページに掲載

コールセンター050-3668-5496

（平日9時～17時）

■低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

子ども一人あたり5万円

◆申請不要の方

①令和5年3月分の児童扶養手当受給 ②令和4年度中の子育て世帯生活支援特別給付金対象者

◆申請が必要な方

③公的年金給付のため令和5年3月の児童扶養手当受けていない方（令和3年の所得基準有）④家計急変世帯※（ひとり親家庭は児童扶養手当対象の収入水準、それ以外是非課税相当）

※物価高騰の影響で減収となり、令和5年1月以降の任意の月の収入から算出する年間収入(所得)見込額で判断。

詳細な支給要件は、京都市ホームページ参照

問合せ先：子ども家庭支援課分室 特別給付金担当

TEL:251-1123 FAX:251-1132

■京都市くらし応援給付金 世帯3万円

◆令和5年度住民税非課税世帯（6月下旬～案内発送、7月下旬～支給）

① 令和4年度緊急支援給付金を受けた世帯は、口座変更等がなければ自動振り込み

② 上記以外の非課税世帯は、市から「確認書」が送られるので、署名・口座情報を記入・返信

◆家計急変世帯等※（申請が必要です）**10月31日必着**

※ 世帯の中の令和5年度住民税課税者全員の対象期間中（令和5年1月～10月）の任意の月の収入（または所得）に、12を乗じて得た額（年間の収入見込額）が、住民税が非課税となる水準に相当する額以下である世帯。

詳細な支給要件は、京都市ホームページ参照 区役所に相談窓口が設置されています

コールセンター0210-602-022（平日9時～19時、土日祝9時～18時、8月以降は平日のみ9時～18時）

詳細は、お近くの議員または市会議員団までお問合せください